

令和 3 年度
第 4 回
宮崎地方最低賃金審議会

宮 崎 労 働 局

開催日時 令和 3 年 8 月 26 日 (木) 午前 10 : 00 ~
開催場所 宮崎合同庁舎 2 階 共用大会議室

会 次 第

- 1 異議申出に関する審議について
- 2 検討小委員会報告について
- 3 特定(産業別)最低賃金の改正について
- 4 その他

1 異議申出に関する審議について

2 検討小委員会報告について

3 特定(産業別)最低賃金の改正について

4 その他

令和3年度
第4回
宮崎地方最低賃金審議会資料

宮崎労働局

令和3年度
第4回
宮崎地方最低賃金審議会資料目次

1	2021年度特定（産業別）最低賃金改正の申し出について……………	1
2	宮崎県特定（産業別）最低賃金改正決定の必要性の有無について（諮問）……………	5
3	最低賃金審議会令第6条第5項採用に関する基本的考え方について……………	7
4	特定（産業別）最低賃金改正決定の必要性の有無について（報告） 検討小委員会報告……………	9
5	令和3年8月13日厚生労働省プレスリリース（令和3年度答申のポイント）……………	17

連合宮崎発第2021-297号
2021年 7月14日

宮崎労働局長
田中 大介 様

日本労働組合総連合会
宮崎県連合会(連合宮崎労働力
会 長 中川



2021年度特定(産業別)最低賃金改正について

労働行政推進のため、日夜ご奮闘の貴職に対し心から敬意を表します。

さて、下記の特定(産業別)最低賃金について、金額改正の申し出を行いますので、審議をよろしくお願いいたします。

記

1. 宮崎県自動車(新車)小売業最低賃金
(1) 申出者 自動車総連宮崎地方協議会販売部門連絡会
議長(委員長) 今村 彰 博
2. 宮崎県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金
(1) 申出者 全日本電機・電子・情報関連産業労働組合連合会
宮崎地域懇談会代表 秋山 邦 光
3. 宮崎県各種商品小売業最低賃金
(1) 申出者 宮崎県小売産業別最賃労組連絡会
代表幹事 西 広 継
4. 宮崎県部分肉・冷凍肉、肉加工品、処理牛乳・乳飲料、乳製品製造業最低賃金
(1) 申出者 日本食品関連産業労働組合総連合会
宮崎地区協議会議長 鬼 束 賢 一



以 上

2021年度 賃金格差疎明資料について

資料の作成に当たっては、地域、産業分類、企業間の賃金比較ができる資料として賃金構造基本統計調査、毎月勤労統計地方調査を参考資料とし、申し出4業種に対応した産業中分類での統計がないため、産業大分類での下記資料を賃金格差疎明資料として提出します。

(1) 産業・規模別賃金格差 [きまって支給する給与]

	調査産業計	建設業	製造業	卸売業・小売業	サービス業
30人以上 (A)	240,572	381,616	238,348	181,623	171,133
5人以上 (B)	224,466	295,705	227,471	188,853	190,495
格差 (B/A)	93.3	77.5	95.4	104.0	111.3

図.6表
毎勤表

資料出所: 「みやぎの賃金・労働時間・雇用の動き: 産業別に見た賃金の動き」 宮崎県 (令和3年4月分)

(2) 九州各県・産業分類別賃金 [きまって支給する給与] * 事業所規模30人以上

県名	調査産業計	建設業	製造業	卸売業・小売業	サービス業
福岡	269,110	409,031	275,870	228,816	192,400
佐賀	246,924	281,681	260,766	160,849	148,104
長崎	248,751	286,938	281,506	168,581	189,189
熊本	256,773	315,610	270,955	180,936	193,603
大分	252,019	313,510	277,528	195,244	171,080
宮崎	237,612	428,793	226,091	164,953	161,655
鹿児島	233,038	297,245	238,565	174,577	167,157
沖縄	236,194	319,579	205,468	167,545	141,271

13表

資料出所: 「宮崎県の賃金」 (令和元年平均) 宮崎労働局 (令和3年4月発表)

(3) 産業・規模別賃金格差 [きまって支給する給与]

男性労働者

(千円)

	調査産業計	建設業	製造業	食料品製造業	卸売業・小売業	サービス業
企業規模計	297.0	290.6	301.2	270.6	300.2 278.7	238.4
(A=100%)	100	100	100	100	100	100
1000人以上(B)	344.1	378.2	355.6	—	323.0	229.3
(B/A)	115.9	130.1	118.1	—	115.9	96.2
100~999人(C)	292.0	314.0	292.3	277.5	281.5	235.8
(C/A)	98.3	108.1	97.0	102.5	101.0	98.9
10~99人(D)	269.0	272.3	258.7	261.4	291.9	245.8
(D/A)	90.6	93.7	85.9	96.6	104.7	103.1

(表)

女性労働者

(千円)

	調査産業計	建設業	製造業	食料品製造業	卸売業・小売業	サービス業
企業規模計	216.3	192.1	175.6	163.1	206.3 196.9	181.3
(A=100%)	100	100	100	100	100	100
1000人以上(B)	239.5	197.3	202.8	—	222.9	163.2
(B/A)	110.7	102.7	115.5	—	113.2	90.0
100~999人(C)	216.9	198.1	187.0	187.4	183.2	182.0
(C/A)	100.3	103.1	106.5	114.9	93.0	100.4
10~99人(D)	197.2	189.9	152.7	139.4	204.6	205.3
(D/A)	91.2	98.9	87.0	85.5	103.9	113.2

資料出所: 「宮崎県の賃金」 (令和元年6月分) 宮崎労働局 (令和3年4月発表)

令和3年度特定（産業別）最低賃金改正申出に関する要件審査結果

令和3年7月14日

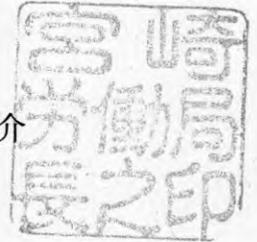
名 称	申出年月日	申 出 者	適用 労働者数 〔A〕	合意のあった労働者数				比率	審査結果	申出内容
				労働協 約・労使 協定等	機関決定	合意署名	合計 〔B〕			
宮崎県自動車（新車）小売業最低賃金	令和3年6月30日	自動車総連宮崎地方協議会 販売部門連絡会 議長（委員長） 今村 彰博	人 2,750 (178)	人 1,014 (68)	人		人 1,014 (68)	36.9%	適	金額改正
宮崎県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金	令和3年6月24日	全日本電機・電子・情報関連産業労働組合連合会 宮崎地域懇談会 代表 秋山 邦光	人 8,850 (81)	人 352 (2)	人 3,588 (11)		人 3,940 (13)	44.5%	適	金額改正
宮崎県各種商品小売業最低賃金	令和3年6月29日	宮崎県小売産業別最賃労組連絡会 代表幹事 西 広継	人 4,750 (75)	人 2,676 (1)	人		人 2,676 (1)	56.3%	適	金額改正
宮崎県部分肉・冷凍肉、肉加工品、処理牛乳・乳飲料、乳製品製造業最低賃金	令和3年6月30日	日本食品関連産業労働組合連合会 宮崎地区協議会 議長 鬼束 賢一	人 2,490 (47)	人	人 1,297 (4)		人 1,297 (4)	52.1%	適	金額改正

※（ ）内は事業所数または労組数

宮崎労発基 0826 第 1 号
令和 3 年 8 月 26 日

宮崎地方最低賃金審議会
会長 松岡 優子 殿

宮崎労働局長 田中 大介



特定（産業別）最低賃金の改正決定について（諮問）

最低賃金法（昭和 34 年法律第 137 号）第 15 条第 2 項の規定に基づき、下記の特定（産業別）最低賃金の改正決定について、貴会の調査審議をお願いする。

記

- 1 宮崎県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金
（平成 20 年宮崎労働局最低賃金公示第 3 号）
- 2 宮崎県自動車（新車）小売業最低賃金
（平成 20 年宮崎労働局最低賃金公示第 5 号）

令和3年8月26日

宮崎地方最低賃金審議会
会長 松岡 優子 殿

宮崎地方最低賃金審議会
産業別最低賃金検討小委員会
座長 橋口 剛和

特定（産業別）最低賃金の改正決定の必要性の有無について（報告）

当小委員会は、令和3年7月27日宮崎地方最低賃金審議会において付託された標記について、慎重に審議を重ねた結果、下記の特定（産業別）最低賃金について改正決定することを必要と認めるとの結論に達したので報告する。

なお、本件の審議に当たった当小委員会の委員は、別紙のとおりである。

記

- 1 宮崎県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金
- 2 宮崎県自動車（新車）小売業最低賃金

令和3年8月26日

宮崎地方最低賃金審議会
会長 松岡 優子 殿

宮崎地方最低賃金審議会
産業別最低賃金検討小委員会
座長 橋口 剛和

特定（産業別）最低賃金の改正決定の必要性の有無について（報告）

当小委員会は、令和3年7月27日宮崎地方最低賃金審議会において付託された標記について、慎重に審議を重ねた結果、下記の特定期間（産業別）最低賃金について改正決定する必要性はないとの結論に達したので報告する。

なお、本件の審議に当たった当小委員会の委員は、別紙のとおりである。

記

- 1 宮崎県部分肉・冷凍肉、肉加工品、処理牛乳・乳飲料、乳製品製造業最低賃金
- 2 宮崎県各種商品小売業最低賃金

宮崎地賃審発第7号
令和3年8月26日

宮崎労働局長
田中 大介 殿

宮崎地方最低賃金審議会
会長 松岡 優子



特定（産業別）最低賃金の改正決定の必要性の有無について（答申）

当審議会は、令和3年7月27日付けをもって最低賃金法第21条の規定に基づき貴職から諮問のあった標記について、慎重に審議を重ねた結果、下記1及び2の最低賃金については改正決定することを必要と認めるとの結論に達し、下記3及び4の最低賃金については改正決定する必要がないとの結論に達したので答申する。

記

- 1 宮崎県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金
- 2 宮崎県自動車（新車）小売業最低賃金
- 3 宮崎県部分肉・冷凍肉、肉加工品、処理牛乳・乳飲料、乳製品製造業最低賃金
- 4 宮崎県各種商品小売業最低賃金